

耐震対策緊急促進事業制度要綱

平成 25 年 5 月 29 日 国住市第 53 号
国土交通省住宅局長通知

最終改正 平成 29 年 3 月 31 日 国住市第 123 号

第 1 目的

この要綱は、災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の耐震化を推進するため、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震診断・耐震改修等を行う事業について、民間事業者等に対し、国が重点的かつ緊急的に助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 耐震対策緊急促進事業

住宅・建築物の耐震化を促進するため、この要綱において定めるところに従つて実施される事業で、住宅・建築物の耐震化の支援に関する事業並びに耐震改修及び建替え等に関する事業をいう。

二 耐震対策緊急促進事業等

耐震対策緊急促進事業及び当該事業に係る事務事業をいう。

三 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。

四 建築物

前号に掲げる住宅以外の建築物をいう。

五 耐震改修促進計画等

次のいずれかの計画をいう。

イ 耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 5 条第 1 項の都道府県耐震改修促進計画及び耐震改修促進法第 6 条第 1 項の市町村耐震改修促進計画をいう。

ロ 耐震診断実施計画

耐震改修促進法第 32 条に規定する耐震改修支援センターが作成する耐震診断に係る計画をいう。

六 事業主体

耐震対策緊急促進事業等を行う民間事業者等（個人施行者を含む。以下同じ。）をいう。

七 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第 3 条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

八 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び要安全確認計画記載建築物として位置付けられることが確実なものをいう。

九 超高層建築物等

高さが 60 メートルを超える住宅若しくは建築物又は免震建築物である住宅若しくは建築物をいう。

十 長周期通知

平成 28 年 6 月 24 日付国住指 1111 号「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）」をいう。

十一 通行障害既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物として位置付けられることが確実なものをいう。

第 3 事業の実施

事業主体は耐震改修促進法及び耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

一 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の支援に関する次の事業

- イ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断
- ロ 要緊急安全確認大規模建築物の擁壁の耐震診断
- ハ 要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震化のための計画の策定

二 要安全確認計画記載建築物の耐震化の支援に関する次の事業

- イ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断
- ロ 要安全確認計画記載建築物の擁壁の耐震診断
- ハ 要安全確認計画記載建築物に係る耐震化のための計画の策定

三 超高層建築物等の耐震化の支援に関する次の事業

- イ 超高層建築物等の長周期地震動対策に関する詳細診断
- ロ 超高層建築物等に係る耐震化のための計画の策定

四 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）

五 要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。）

六 超高層建築物等の長周期地震動対策として行う制震改修等に関する事業

七 耐震対策緊急促進事業に係る事務事業

第 4 事業要件

第 3 の事業要件は次に定めるものとする。

1 第 3 第 1 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- 一 対象となる建築物が要緊急安全確認大規模建築物であること。
- 二 第 1 号イ又はロの事業については、平成 28 年 3 月 31 日までに着手したものであること。
- 三 第 1 号ハの事業については、平成 31 年 3 月 31 日までに着手したものであること。

2 第 3 第 2 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- 一 対象となる住宅又は建築物が要安全確認計画記載建築物であること。
- 二 平成 31 年 3 月 31 日までに着手したものであること。

3 第 3 第 3 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- 一 対象となる住宅又は建築物が次に掲げる要件に該当するものであること
 - イ 超高層建築物等であること。
 - ロ 次のいずれかの要件に該当するものであること。
 - (1) 長周期通知に示す長周期地震動対策の対象区域にあるマンションを含む区分所有建築物であるもの。
 - (2) 平成 12 年 5 月以前に建築されたもので、長周期通知に示す長周期地震動対策の対象区域にあるもの。
 - (3) 平成 12 年 6 月以降に建築されたもので、長周期通知に示す長周期地震動対策の対象区域のうち、想定される地震動が非常に大きい区域 (SZ1、CH1 及び OS1 の区域) 又は、比較的大きい区域 (SZ2、CH2 及び OS2 の区域) にあるもの。
 - ハ 構造計算において長周期地震動に対する安全性の確認が行われていないものであること
- 二 平成 31 年 3 月 31 日までに着手したものであること。
- 4 第 3 第 4 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 要緊急安全確認大規模建築物であること。
 - ロ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 35 号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
 - ハ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
 - 二 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。（除却する場合を除く。）
 - 三 平成 31 年 3 月 31 日までに耐震化のための計画の策定に着手したものであること。
- 5 第 3 第 5 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 対象となる住宅又は建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 要安全確認計画記載建築物であること。
 - ロ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
 - ハ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
 - 二 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。（除却する場合を除く。）
 - 三 平成 31 年 3 月 31 日までに耐震化のための計画の策定に着手したものであること。
- 6 第 3 第 6 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 対象となる住宅又は建築物が次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 超高層建築物等であること。
 - ロ 第 3 項第一号ロの要件に該当するものであること。
 - ハ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく制震改修等に係る命令を受けていないものであること。
 - ニ 詳細診断の結果、長周期地震動により倒壊若しくは損傷（構造上主要な部分の損傷又は周辺への影響がある外壁等の損傷に限る。）の危険性があると判断

- されたものであること。
- 二 制震改修等の結果、長周期地震動に対して安全な構造となること。
- 三 平成 31 年 3 月 31 日までに着手したものであること。
- 7 第 3 第 7 号の事業は、次の各号に掲げる要件の全てに適合する者のうち国土交通大臣が公募し、選定した者（以下「事務事業者」という。）が耐震対策緊急促進事業を行う者に必要な費用を交付する事業でなくてはならない。
- 一 当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
 - 二 当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
 - 三 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第 5 補助金交付対象事業

補助金交付対象事業は、事業主体が行う耐震対策緊急促進事業等とする。

第 6 国の補助

国は、予算の範囲内において、耐震対策緊急促進事業等を行う事業主体に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

第 7 監督等

国土交通大臣は、事業主体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、耐震対策緊急促進事業等の促進を図り適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第 8 運営

耐震対策緊急促進事業等の運営は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱及び関係局長通知によるものとする。

附則

第 1 施行期日

この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号）の公布の日から施行する。

附 則

第 1 本要綱は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

第 1 本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 本要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

第 1 本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第1 本要綱は、平成29年4月1日から施行する。